

インターンシップに関する協定書

大分県日出町（以下「甲」という）と、別府大学(以下「乙」という)とは、甲及び乙がインターンシップを実施するにあたり、以下のとおり協定書を締結するものとする。

（目的）

第1条 このインターンシップは、乙の研修生を甲に派遣し、実務経験させることにより、甲の経営と職務の一端を理解させ、さらに研修生が将来的な職業選択に向けての経験を積むことを目的とする。

（内容）

第2条 研修生の研修内容は、甲の業務に関するものとし、詳細は甲乙協議の上別途定める。

（研修期間）

第3条 研修生の研修期間は、甲乙協議の上別途定める。

（研修時間等）

第4条 研修生の派遣中の研修時間は、原則として甲の定時就業時間中とし、服装については、甲の定める規定を準用する。

（報酬）

第5条 甲は、研修生に対する賃金、報奨金、手当等費用は、原則として支給しない。

（交通費）

第6条 研修生の居住地から研修先までの交通費は、研修生が負担する。

（守秘義務）

第7条 研修生は、研修期間中において知り得た甲及び甲と関係する相手方の業務上の秘密事項について、恒久的に守秘義務を負うものとする。

（研修生の出席状況の報告）

第8条 甲は、研修生の研修期間中における出席状況、その他必要な事項について、乙に報告する。

（研修生派遣の中止）

第9条 研修生として不適切な行為があったときは、甲乙協議の上当該研修生に対する研修は直ちに中止する。

（研修生の賠償責任・災害補償等）

第10条

- 研修生が自己の責任によって、研修期間中に起こした対人・対物損害については、研修生の加入保険によって弁済する。ただし、問題が発生した場合は、甲乙協議の上誠意をもって解決にあたる。
- 乙は研修生に対し、研修生の本インターンシップ中の事故を補償するために、学生教育研究災害傷害保険に加入させるものとする。
- 本インターンシップ中に、研修生が故意又は重大な過失により甲又は第三者へ損害を与えた場合の処理は、法令の定めるところによるものとする。なお、乙は、その損害を補償するため、研修生に学生教育研究賠償責任保険へ加入させるものとする。

（個人情報の目的外使用の禁止）

第11条 甲は、研修生の個人情報を本人の同意なく第三者に提供しない。また、甲は研修生の個人情報を選考に関する基礎資料、インターンシップ研修運営以外の目的には使用しない。

（反社会的勢力の排除）

第12条 甲及び乙は、相手方が次のいずれかに該当すると合理的に判断した場合は、相手方に対して何らの通知、催告を要せず、また自己の債務の履行提供をせずに直ちに、契約の全部又は一部を解除することができる。また、これにより損害が生じた場合は、相手方が賠償するものとする。

（1）次に掲げる反社会的勢力のいずれかに該当する場合

- 暴力団
- 暴力団員
- 暴力団準構成員
- 暴力団関係企業
- 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ等
- その他前記①ないし⑤に準ずるもの

（2）前号に掲げる反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」と言う。）と次のいずれかに該当する関係を有する場合

- 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

（3）自ら又は第三者を利用して次のいずれかの行為を行った場合

- 暴力的な要求行為
- 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
- その他前記①ないし④に準ずる行為

（協定書の有効期間）

第13条 本協定書の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、甲乙どちらからも更新しない旨の申出がない場合は、1年毎にこれを更新するものとする。

2 甲又は乙は、本契約を終了しようとする場合、本契約期間満了の2ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

（その他）

第14条 本協定書に定めのない事項及び内容に疑義が生じた場合、甲乙協議の上決定することとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を所有するものとする。

令和8年4月22日

（甲）大分県日出町

町長

安部徹也

（乙）別府大学

学長

友永植

インターンシップに関する協定書

大分県日出町（以下「甲」という）と、別府大学短期大学部(以下「乙」という)とは、甲及び乙がインターンシップを実施するにあたり、以下のとおり協定書を締結するものとする。

（目的）

第1条 このインターンシップは、乙の研修生を甲に派遣し、実務経験させることにより、甲の経営と職務の一端を理解させ、さらに研修生が将来的な職業選択に向けての経験を積むことを目的とする。

（内容）

第2条 研修生の研修内容は、甲の業務に関するものとし、詳細は甲乙協議の上別途定める。

（研修期間）

第3条 研修生の研修期間は、甲乙協議の上別途定める。

（研修時間等）

第4条 研修生の派遣中の研修時間は、原則として甲の定時就業時間中とし、服装については、甲の定める規定を準用する。

（報酬）

第5条 甲は、研修生に対する賃金、報奨金、手当等費用は、原則として支給しない。

（交通費）

第6条 研修生の居住地から研修先までの交通費は、研修生が負担する。

（守秘義務）

第7条 研修生は、研修期間中において知り得た甲及び甲と関係する相手方の業務上の秘密事項について、恒久的に守秘義務を負うものとする。

（研修生の出席状況の報告）

第8条 甲は、研修生の研修期間中における出席状況、その他必要な事項について、乙に報告する。

（研修生派遣の中止）

第9条 研修生として不適切な行為があったときは、甲乙協議の上当該研修生に対する研修は直ちに中止する。

（研修生の賠償責任・災害補償等）

第10条

- 研修生が自己の責任によって、研修期間中に起こした対人・対物損害については、研修生の加入保険によって弁済する。ただし、問題が発生した場合は、甲乙協議の上誠意をもって解決にあたる。
- 乙は研修生に対し、研修生の本インターンシップ中の事故を補償するために、学生教育研究災害傷害保険に加入させるものとする。
- 本インターンシップ中に、研修生が故意又は重大な過失により甲又は第三者へ損害を与えた場合の処理は、法令の定めるところによるものとする。なお、乙は、その損害を補償するため、研修生に学生教育研究賠償責任保険へ加入させるものとする。

（個人情報の目的外使用の禁止）

第11条 甲は、研修生の個人情報を本人の同意なく第三者に提供しない。また、甲は研修生の個人情報を選考に関する基礎資料、インターンシップ研修運営以外の目的には使用しない。

（反社会的勢力の排除）

第12条 甲及び乙は、相手方が次のいずれかに該当すると合理的に判断した場合は、相手方に対して何らの通知、催告を要せず、また自己の債務の履行提供をせずに直ちに、契約の全部又は一部を解除することができる。また、これにより損害が生じた場合は、相手方が賠償するものとする。

（1）次に掲げる反社会的勢力のいずれかに該当する場合

- 暴力団
- 暴力団員
- 暴力団準構成員
- 暴力団関係企業
- 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ等
- その他前記①ないし⑤に準ずるもの

（2）前号に掲げる反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」と言う。）と次のいずれかに該当する関係を有する場合

- 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

（3）自ら又は第三者を利用して次のいずれかの行為を行った場合

- 暴力的な要求行為
- 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
- その他前記①ないし④に準ずる行為

（協定書の有効期間）

第13条 本協定書の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、甲乙どちらからも更新しない旨の申出がない場合は、1年毎にこれを更新するものとする。

2 甲又は乙は、本契約を終了しようとする場合、本契約期間満了の2ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

（その他）

第14条 本協定書に定めのない事項及び内容に疑義が生じた場合、甲乙協議の上決定することとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を所有するものとする。

令和8年4月22日

（甲）大分県日出町

町長

安部徹也

（乙）別府大学短期大学部

学長

友永植